

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者の概要

名 称	医療法人社団満寿会
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 小川 越史
本社所在地 (連絡先)	埼玉県鶴ヶ島市上広谷 8-15 (049-271-5121 / 049-271-5124)
法人設立年月日	平成 1 年 11 月 24 日
法人が所有する 営業所の種類・数	鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所、鶴ヶ島在宅医療診療所、介護老人保健施設鶴ヶ島ケアホーム

2 事業所の概要

名 称	鶴ヶ島在宅医療診療所
事業の種類	短期入所
事業所番号	1116200393 号 (埼玉県令和元年 10 月 1 日指定)
所在地	埼玉県鶴ヶ島市高倉 1059-1
連絡先	(049-287-6519・049-287-8471)
利用定員	空床利用
主たる対象者	医療型短期入所サービスの対象者
事業所の通常の 事業実施地域	鶴ヶ島市 (※その他の地域は相談に応じます)
事業の目的	この規程は、医療法人社団満寿会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項に規定する有床診療所である「鶴ヶ島在宅医療診療所」（以下、「本体施設」という。）において、法第 28 条第 1 項第 7 号に規定する短期入所（以下、「短期入所」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な短期入所を提供することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な保護を行うものとする。 2 短期入所の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。 3 短期入所の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

事業所が行なう 他のサービス	有床診療所、訪問リハビリテーション、訪問看護 短期入所生活介護
-------------------	------------------------------------

3 事業所の職員体制について

(1) 職員体制

(令和 6年 5月 20日時点)

職 種	合計員数	備考
医 師	3人	診療
看 護 職 員	10人	療養上の世話
介 護 職 員	5人	療養上の世話・補助
理 学 療 法 士	1人	機能訓練
言 語 聴 覚 士	1名	嚥下・発語訓練
管 理 栄 養 士	1人	栄養指導・管理
社 会 福 祉 士	1名	入退院支援・相談業務

※ 埼玉県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがあります。

(2) 勤務体制

職 種	勤 務 体 系
医 師	8:30 ~ 17:30
看 護 職 員	8:30 ~ 17:30 / 17:00 ~ 9:00
介 護 職 員	8:30 ~ 17:30 / 17:00 ~ 9:00
理学療法士・言語聴覚	8:30 ~ 17:30
管 理 栄 養 士	8:30 ~ 17:30
社 会 福 祉 士	8:30 ~ 17:30

4 事業所の設備等の概要

設 備 の 種 類	部 屋 数
指 導 訓 練 室	1 室
食 堂	1 室
相 談 室	1 室
ト イ レ	5 室

※埼玉県条例で定める設備基準を遵守しています。

5 提供するサービスの内容

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）の同意をいただきます。計画は少なくとも利用ごとに見直し、必要に応じて変更を行います。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付します。

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者及び保護者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	当施設での対応は実施していません。

6 利用料金

(1) 障害者（児）短期入所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。短期入所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

利用者負担額として保護者等から徴収した額以外については、各市町村から代理受領するものとします。（※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。）

※ 障害者（児）短期入所給付費について事業者が代理受領を行わない（通所給付決定保護者が償還払いを希望する）場合は、障害者（児）通所給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に障害者（児）短期入所給付費の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

(2) 利用者自己負担のサービスについて

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実 費

7 支払い方法

上記利用料金の支払いは、サービスを利用した月の翌月15日頃までに請求しますので、請求月の月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

① 現金支払い

② 事業者指定口座への振り込み

8 利用者の記録及び情報の管理等

- ① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。
- ② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

9 ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用者（児）の思想、信仰は自由ですが、他者に対する布教活動・政治活動・営利活動等をご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようにお願いします。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者（児）に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者や医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【主治医】

医療機関名称	
主治医氏名	
所在地	
電話番号	
診療科	

【緊急連絡先】

氏名		続柄	
住所			
連絡先			

12 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火管理責任者	高篠 純一郎
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。

防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知機 ・ガス漏れ報知器 ・スプリンクラー
------	--

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者(院長) ・ 新井 尚之
-------------	-----------------

- ② 苦情解決体制を整備しています。

- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14 事故発生時の対応方法について

利用者(児)に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険

15 相談・苦情窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

担 当 者	<p>【苦情受付担当者】(看護課長・渡辺 ななみ) (相談員 ・ 齊藤 亜貴)</p> <p>【苦情解決責任者】(院長 ・ 新井 尚之)</p>
連 絡 先	(049-287-6519・049-287-8471)
受 付 時 間	8:30~17:30
第 三 者 委 員	鶴ヶ島ほほえみの郷 施設長

(2) 当事業所以外の相談・苦情窓口

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受付けています。

市 町 村	担 当 部 署	鶴ヶ島市役所 障害者福祉課
	所 在 地	埼玉県鶴ヶ島市三ツ木 16-1
	連 絡 先	049-271-1111
	受 付 時 間	8:30 ~ 17:15

また、埼玉県運営適正化委員会においても苦情対応を行っています。

名 称	埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会
所 在 地	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1階
連 絡 先	048-822-1243
受 付 時 間	月～金曜日 9時～16時

R6.9月 更新

令和 年 月 日

医療型短期入所サービスを提供するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 埼玉県鶴ヶ島市高倉 772-1

(事業者名) 医療法人社団 満寿会

(事業所名) 鶴ヶ島在宅医療診療所

(説明者) 職名

氏名 印

私は本書面により、医療型短期入所サービスの重要な事項について、事業者から説明を受けました。

保護者

(住所)

(氏名) 印

(続柄)

利用者

(住所)

(氏名)